

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業
実施方針

佐 野 市

令和8年3月23日

目次

第1	本事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	公共施設の管理者の名称	1
(3)	本事業の目的	1
(4)	市が事業者に対して特に期待すること	1
(5)	本事業の対象となる施設	3
(6)	本事業の概要	3
(7)	本事業の対象範囲	4
(8)	事業者の収入	5
(9)	光熱水費の負担	5
(10)	事業スケジュール	6
(11)	遵守すべき法制度等	6
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	募集及び選定方法	7
2	募集及び選定の手順	7
(1)	募集及び選定スケジュール	7
(2)	事業者の募集手続等	8
(3)	優先交渉権者を決定しない場合	9
(4)	本事業の実施に関する協定等	9
3	応募者の備えるべき要件等	10
(1)	応募者の構成	10
(2)	応募者の資格（各業務共通）	11
(3)	設計企業及び工事監理企業	12
(4)	建設企業	12
(5)	維持管理企業	13
(6)	応募資格要件の確認基準日	14
4	特別目的会社（SPC）の設立について	14
(1)	SPCの設立について	14
(2)	SPCの設立条件	14
5	提案書類の取扱い	14
(1)	著作権	14
(2)	特許権等	14
(3)	市からの提示資料の取扱い	15
(4)	複数提案の禁止	15
(5)	提出書類の変更禁止	15
(6)	使用言語、単位及び時刻	15
6	審査及び選定に関する事項	16

(1)	提案等の審査及び選定	16
(2)	事業者選定評価委員会の設置	16
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1	責任分担に関する基本的な考え方	17
2	予想されるリスクと責任分担	17
3	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	17
4	市による事業の実施状況及び業務水準のモニタリング	17
(1)	モニタリングの実施	17
(2)	モニタリングの時期	17
(3)	モニタリングの方法	17
(4)	モニタリングの結果	17
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1	立地条件	18
2	整備対象施設の概要	18
3	既存施設の概要	19
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合	21
2	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
3	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
4	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	21
第7	法制・税制上の措置並びに財政・金融上の支援に関する事項	22
1	法制上の措置	22
2	税制上の措置	22
3	財政上及び金融上の支援	22
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	23
1	議会の議決	23
2	応募に伴う費用負担	23
3	本事業において使用する言語	23
4	情報公開及び情報提供	23
5	本事業に関する問合せ先	23
資料1	事業予定地位置図	24
資料2	リスク分担表	26

第1 本事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業

(2) 公共施設の管理者の名称

佐野市長 金子 裕

(3) 本事業の目的

市では、少子化の進展による学校の小規模化や、学校施設の老朽化などによる教育環境の変化に対応するため、「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の実現を目指すことを掲げた「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定し、令和元年度には「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）」において、コンパクトシティ構想、市有施設適正配置計画などの行政経営の方針に沿った上で、市内の小中学校を将来的に施設一体型義務教育学校とし、小中一貫教育の一層の推進を図ることとしている。

既に、あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校の供用を開始し、子どもの成長と学習の連続性を重視した9年間の一体的な義務教育による効果を確認したところである。

本事業では、佐野市立城東中学校区に属する佐野市立佐野小学校、佐野市立天明小学校（一部）、佐野市立城北小学校（一部）及び佐野市立城東中学校に通学する児童や生徒を対象とした小中一貫校を新たに整備し、子どもたちの「確かな学力、豊かな人間性や社会性、健やかに生きる体」の育成を一層推進するものである。

このような背景を踏まえ、本事業は、佐野市立城東中学校区小中一貫校に安全かつ安心で快適な学習環境を備えた学校施設を整備・創出するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に準じ、DBO方式により実施することで、民間企業のノウハウ・経営能力・創意工夫等を活用するとともに、コスト削減を図り市の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

(4) 市が事業者に対して特に期待すること

佐野市教育振興基本計画（令和4年3月策定）では、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念としている。

本事業は、この基本理念を前提としつつ、事業者に対し、以下の事項を特に期待する。

① 児童生徒の健やかな成長を支える施設整備

1年生から9年生の児童生徒が日常的に交流することができる施設整備、児童生徒の個別の事情や特性を尊重し共に学ぶことのできるような施設設備、学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が自らの成長を実感できるような施設整備を期待する。

② 9年間連続した学びを支える教育環境の整備

多様な利用が可能なスペースを有し、諸室間及び共有部との連続性を考慮した施設整備

を期待する。また、教職員が相互にコミュニケーションを図りやすく、情報交換を容易に行うことができ、かつ、9年間を見通した教育活動ができる施設整備を期待する。

③ 新たな学びに対応する教育環境の整備

児童生徒が、ICTの活用や語学等の多様な学習を通じて知識・技能を身につけることができる、高機能かつ多機能な学習環境が確保できる施設整備とともに、学習の成果を発表・掲示し、児童生徒同士が学び合うことができる施設整備を期待する。

さらに、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応できるような弾力的で柔軟性の高い施設整備を期待する。

④ 地球環境への配慮

脱炭素社会の実現に向けた市の取組として、コンパクトで必要最小限の施設とし、「ZEB Ready」以上の省エネ性能を備え、環境負荷の低減や自然との共生を考慮し地球環境に配慮した施設整備を期待する。

⑤ 安全・安心の確保と持続可能な施設整備

児童生徒及び教職員が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、十分な防災性と防犯性を備えた施設整備を期待する。自然災害に強い地域の防災拠点となる機能を備えた施設整備を期待する。

また、物理的・心理的なバリアを解消しインクルーシブな環境を整備するとともに、すべての人々にとって利用しやすい、バリアフリーかつユニバーサルデザインの施設整備を期待する。

⑥ ライフサイクルコストの縮減

建設時の初期費用を抑えるだけでなく、開校後の運営における光熱費の縮減や、施設の維持管理におけるメンテナンス・設備更新のしやすさに配慮し、ライフサイクルコストの縮減を意識した施設整備及び維持管理を期待する。

⑦ ふるさとを愛する心を育む施設整備

地域の歴史や特徴、統合前の各校の沿革に関する資料などを展示するコーナーを整備するなど、児童生徒が郷土や学校の歴史・文化に対して理解を深め、ふるさとを愛する心を育むことができる施設整備を期待する。

⑧ 周辺環境への配慮と地域とともにある施設整備

日照や音響の影響を考慮するとともに、セキュリティに配慮しながらも、地域の方々に親しまれる施設を期待する。

また、内装には可能な限り漆喰や木材を使用することで、温かみと潤いのある環境整備を期待する。なお、漆喰については佐野市産を、木材については市産材や県産材を使用するように努めるものとする。

(5) 本事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下に掲げる施設（以下、これらの施設を総称して「本施設」という。）とし、現佐野市立佐野小学校の敷地内（以下「事業予定地」という。）に整備する。

- ア 佐野市立城東中学校区小中一貫校の新校舎（以下「新校舎」という。）
- イ 佐野市立城東中学校区小中一貫校の屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場及びその他諸室）
- ウ 屋外運動場（前期・後期課程兼用、体育用具倉庫）
- エ 遊具広場
- オ 屋外付帯施設（屋外トイレ、ごみ置き場、屋外倉庫、防災施設（防災倉庫））
- カ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）
- キ 児童生徒送迎スペース

本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存校舎等の解体・撤去（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。また、屋外付帯施設の防災倉庫は、既存のものを活用し、事業予定地内の適切な位置に移設するものとする。

なお、事業予定地外に市が追加の用地（以下「追加用地」という。）を取得する可能性がある。市が追加用地を取得した際には、活用方法について市と協議することとし、事業者が本事業の一部として整地・舗装等を行うこと。

また、事業予定地内又は追加用地内（市が取得した場合に限る。）において、本事業とは別の事業として、令和13年の開校までにこどもクラブの整備を予定している。本事業では、事業予定地内にこどもクラブが立地できるよう、整備用地を確保した提案とすること。こどもクラブを事業予定地内に整備することとなった場合には、整地した状態で令和12年9月までに引き渡すこととし、こどもクラブの建設に留意した本施設の配置や施工計画等とすること。こどもクラブを追加用地内に建設することとなった場合にも、同じく整備用地を整地した状態で令和12年9月までに引き渡すこととし、提案段階で事業予定地内に確保していた整備用地の利用方法については市と協議すること。

(6) 本事業の概要

① 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、当該手続により選定された事業者が、市の所有となる本施設について設計、施工及び維持管理を一括して受託するDBO方式とする。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和27年3月31日までとする。

③ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に市が事業予定地内及び追加用地内（市が取得し

た場合に限る。)の各施設について継続的に維持管理業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約2年前から各施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議及び協力を行うこと(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。)

(7) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

設計業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務(市の提供する資料では不足する場合、事業者の判断により、現況測量、地質調査等を行う。)
- イ 本施設の設計業務(解体設計を含む)
- ウ 什器・備品計画業務
- エ 近隣対応業務
- オ 電波障害調査業務
- カ 各種申請等の業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 建設業務
- イ 工事監理業務
- ウ 既存校舎等の解体・撤去業務(アスベスト対策を含む。)
- エ 施設利用者(児童生徒等)への安全対策業務
- オ 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む。)
- カ 電波障害対策業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

維持管理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。なお、維持管理業務は事業予定地内及び追加用地内(市が取得した場合に限る。)の各施設(以下「維持管理対象施設」という。)を対象とする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等維持管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 保安業務(防火・防災業務)

カ 修繕業務（※）

キ 学校用務員業務

ク その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※建築物、建築設備に係る大規模修繕は、市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(8) 事業者の収入

市は、事業者が提供する以下の業務への対価を事業者に支払う。

① 設計・建設・工事監理業務

市は、本施設の設計・建設・工事監理に関する業務に係る対価を、設計業務、建設・工事監理業務終了までの各年度末に、設計施工一括契約書に基づき出来高で支払う。

② 維持管理業務

市は、本施設の維持管理に関する業務に係る対価を、令和12年4月1日から令和27年3月31日までの期間、維持管理業務委託契約書に基づき支払う。

(9) 光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、市が負担する。

ただし、本事業は、環境負荷低減に寄与するため、可能な限り光熱水費の削減に十分配慮し、業務を実施すること。

(10) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュール及び第1期工事、第2期工事の範囲を以下に示す。なお、第1期工事とは新校舎の整備に係る国庫補助事業を、第2期工事とは屋内運動場の整備に係る国庫補助事業を想定した期間である。

下記の事業スケジュールは「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業基本構想」にて検討した施工手順を想定したものである。ただし、工期の短縮が期待できる場合には、これに限らず、新校舎の整備に係る国庫補助事業と屋内運動場の整備に係る国庫補助事業を同時に実施することも可能とする。また、新校舎及び屋内運動場以外の本施設の整備及び整備に必要な既存施設の解体の時期についても、事業者の提案に委ねるものとする。

事業スケジュール

事業契約締結	令和9年3月
事業期間	事業契約締結日～令和27年3月31日
佐野市立城東中学校区小中一貫校	
第1期	設計・新校舎の整備、プールの解体
	事業契約締結日～令和12年2月末日
	引渡し日（新校舎）
	令和12年2月末日
	開校準備期間
	新校舎引渡し日～令和12年3月末日
	供用開始日（新校舎）
	令和12年4月1日
第2期	屋内運動場の整備
	新校舎供用開始日～令和13年7月末日
	引渡し日（屋内運動場）
	令和13年7月末日
	準備期間（屋内運動場）
	屋内運動場引渡し日～令和13年8月末日
	供用開始日（屋内運動場）
	令和13年9月1日
	引渡し日（その他の本施設）
	令和14年3月末日
	供用開始日（その他の本施設）
	令和14年4月1日
	維持管理期間
	令和12年4月1日～令和27年3月31日

- ※ 新校舎及び屋内運動場の引渡しについては上記記載の日程までに完了することを必須とする。
- ※ 上記の上で、工期については、市の想定であり、工期短縮の提案を期待する。ただし、工期中も授業を行うため、校舎及び屋内運動場が使用できない期間が発生しないことを必須とする。
- ※ 予定している国庫補助事業により、新校舎と屋内運動場のいずれの整備も、それぞれの施設の着工年度の翌年度3月末までに終えることとする。また申請にかかる期間として、いずれの整備も初年度（着工年度）の4月から6月の期間は工事着手ができない想定であるため、その期間を考慮した提案とし、提案及び設計段階において市と詳細をよく協議すること。
- ※ 市は、上記のとおり、第1期工事期間でのプールの解体工事を想定しているが、現佐野市立佐野小学校や佐野市立城東中学校区小中一貫校の児童生徒が授業で利用することを見据え、第1期工事期間以外に実施することも可能とする。ただし、プールの解体工事は、引渡し日（その他の本施設）までに完了すること。

(11) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり、関係法令（関連する政令、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

なお、本事業に関する主な関係法令等は「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業要求水準書」に示す。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。

従って、事業者の選定は、対価の額に加え、設計、建設及び工事監理に関する能力、維持管理に関する能力並びに事業の継続性・安定性等を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和8年3月23日（月）	実施方針等の公表
令和8年4月 3日（金）	実施方針等に関する説明会の開催
令和8年4月 8日（水）	実施方針等に関する個別対話受付締切
令和8年4月13日（月）	実施方針等に関する質問・意見受付締切
令和8年4月20日（月）	実施方針等に関する個別対話の実施
令和8年4月下旬頃	実施方針等に関する質問・意見、個別対話への回答公表
令和8年5月下旬頃	募集公告、募集要項等の公表
令和8年6月中旬頃	募集要項等に関する説明会の開催
令和8年6月下旬頃	募集要項等に関する質問受付締切
令和8年7月上旬頃	募集要項等に関する質問への回答公表
令和8年7月下旬頃	応募書類の受付締切
令和8年8月中旬頃	競争的対話の実施
令和8年10月上旬頃	提案書類の受付締切
令和8年11月下旬頃	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年12月下旬頃	基本協定の締結
令和9年1月下旬頃	仮事業契約の締結
令和9年3月頃	事業契約の締結（市議会の議決）

(2) 事業者の募集手続等

① 募集公告前の手続等

ア 実施方針等の説明会の開催

実施方針等の内容についての説明会を以下の予定で開催する。

- a 開催日時；令和8年4月3日（金）午後1時30分から（午後1時より受付開始）
- b 開催場所；佐野市役所 6階 大会議室D
- c 申込期間；実施方針等の公表の日～4月1日（水）午後5時（必着）
- d 申込方法；「実施方針等説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。また、メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。なお、参加人数は1社につき2人までとする。

イ 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- a 提出期間；実施方針等の公表の日～4月13日（月）午後5時（必着）
- b 提出方法；「実施方針等に関する質問・意見書」（様式2）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。また、メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。

ウ 実施方針等に関する個別対話の実施

市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準の意図を理解することを目的として、市と事業者との個別対話を、以下の予定で実施する。

- a 実施日時；令和8年4月20日（月）
- b 実施場所；佐野市役所 6階 大会議室A
- c 申込期間；実施方針等の公表の日～4月8日（水）午後5時（必着）
- d 申込方法；「実施方針等個別対話申込書」（様式3）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。また、メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。

エ 実施方針等に関する質問及び意見並びに個別対話への回答

市は、実施方針等に関する質問及び意見並びに個別対話への回答を、令和8年4月下旬頃に市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答、個別対話の内容は、質問者又は意見者、個別対話の参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者、意見者又は参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

② 募集公告後の手続等

ア 募集公告、募集要項等に関する説明会の開催

市は、令和8年5月下旬頃に募集公告を行い、募集要項等を市ホームページにおいて公表するとともに、その内容についての説明会を令和8年6月中旬頃に開催する。

イ 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問の受付期間は、募集要項等の公表日から令和8年6月下旬までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項において示す。

ウ 応募書類の受付

本事業への応募書類（応募表明書及び応募資格確認申請書類）を令和8年7月下旬頃に受け付ける。

受付に必要な書類は、募集要項において示す。

エ 競争的対話の実施

資格審査通過者は原則として、競争的対話に参加することとする。開催は令和8年8月中旬頃を予定しているが、詳細の日程及び必要書類等については、募集要項及び市ホームページにおいて示す。

なお、競争的対話は、要求水準書等について市と民間事業者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施するものであり、提案概要書の提案内容の評価は行わない。

オ 提案書類の受付

本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和8年10月上旬頃に受け付ける。

提案に必要な書類及び提出方法は、募集要項等において示す。

カ 優先交渉権者の決定及び公表

令和8年11月下旬頃に優先交渉権者を決定し、市ホームページにおいて公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合

市は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者も市の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、その旨を速やかに公表する。

(4) 本事業の実施に関する協定等

市は、PFI法に定める手続に準じて本事業を実施するため、次に示す協定等を締結する。詳細については募集公告時に示す。

① 基本協定

市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協

定を締結する。

② 事業契約の締結

基本協定の定めるところにより、市と優先交渉権者との間で、事業契約（基本契約、設計施工一括契約、維持管理業務委託契約の総称として「事業契約」という。）を締結する。

市は、優先交渉権者のうち、設計企業、建設企業及び工事監理企業により構成する共同企業体（以下、「設計施工共同企業体」という。）と、設計施工一括契約を締結する。なお、設計施工一括契約は、国庫補助を受けるため、提案内容に応じて、複数の契約に分割して締結する可能性がある。

また、市は、維持管理企業（複数の維持管理企業により構成する場合にはその共同企業体（以下、「維持管理共同企業体」という。））と、維持管理業務委託契約を締結する。

3 応募者の備えるべき要件等

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業の各企業（以下「構成企業」という。）で構成されるグループとする。
- イ 建設企業にあっては、建築一式工事に従事する者の参加は必須とするが、その他の専門工事（電気工事、管工事、解体工事、土木工事等）に従事する者の参加は任意とする。
- ウ 応募者は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定める。
- エ 構成企業は(2)から(5)に定める応募資格要件を満たすものとする。
- オ 応募者は、応募書類の提出時に代表企業名、構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募書類の提出、提案書類提出に関する手続を行うこと。
- カ 応募書類の提出後の代表企業及び構成企業の変更は、市と協議の上でこれを認めるものとする。ただし、代表企業の変更については、既存の構成企業の中から選定しなければならない。
- キ 応募者の構成企業は他の応募者の構成企業として重複して応募することはできない。
- ク 同一の企業が複数の構成企業を兼ねることは可能とするが、建設企業が工事監理企業を兼ねること、又は建設企業の関連企業が工事監理企業となることはできないものとする。なお、ここでいう「関連企業」とは、資本面若しくは人事面において関連する者として、次に該当する者をいう（以下、同じ）。

※「資本面において関連する者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連する者」とは、建設企業の社員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該企業をいう。

- ケ 設計企業、建設企業及び工事監理企業により、設計施工共同企業体を結成すること。あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した設計施工共同企業体結成の協

定書及び設計施工共同企業体の代表者への委任状を、提案書類とともに提出すること。設計施工共同企業体の存続期間は、全ての建設工事の完成後 3 月を経過した日まで維持することとし、設計施工一括契約書に別段の定めがある場合には、その定めに従うこと。

- コ 複数の維持管理企業で維持管理業務を実施する場合には、維持管理共同企業体を結成すること。この場合には、あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した維持管理共同企業体結成の協定書及び維持管理共同企業体の代表者への委任状を、提案書類とともに提出すること。維持管理共同企業体の存続期間は、契約期間とし、維持管理業務委託契約書に別段の定めがある場合には、その定めに従うこと。
- サ 構成企業に、佐野市内に本社・本店を配置する企業を 1 社以上含めること。

(2) 応募者の資格（各業務共通）

応募者の構成企業は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- イ 佐野市競争入札参加者指名停止要項（平成 17 年佐野市告示第 154 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- エ 法人税、消費税、地方消費税及び佐野市税を滞納していないこと。
- オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けていないこと。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- ク 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- コ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算の申立てがなされていないこと。
- サ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていないこと又は申し立てをなされていないこと。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- シ P F I 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- ス 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違

反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。

セ 応募者で、他の応募者として参加していないこと。

ソ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。

タ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

(a) 日本工営都市空間株式会社

(b) 鈴木法律事務所

チ 第2の6に記載の評価委員会の委員と資本面又は人事面において関連がないこと。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、応募資格を失うものとする。

ツ 以下の(a)～(c)をすべて満たすこと。

(a) 直近期が債務超過でないこと。

(b) 経常収支が3期連続で赤字でないこと。

(c) 3期以上の決算を迎えていること。

(3) 設計企業及び工事監理企業

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。(※)

イ 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 平成23年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設に関し、設計企業にあつては設計業務、工事監理企業にあつては工事監理業務について元請としての実績を有すること。ただし、実績は業務が完了しているものに限る。

エ 工事監理企業にあつては、建設企業又は建設企業の関連企業でないこと。

※応募時点で入札参加資格者名簿に登録がない企業にあつては、入札参加資格者名簿の登録に必要な書類一式を、応募書類と合わせて提出し、市が書類に不備がないと認めた場合に限り、要件アを満たすものとみなす。ただし、優先交渉権者として選定をされ、市と契約を締結する企業は、令和9・10年度佐野市入札参加資格者名簿に登録を行わなければならない。本規定は(4)建設企業並びに(5)維持管理企業においても適用するものとする。

(4) 建設企業

ア 建設企業のうち建築一式工事に従事する者

建設業務を行う者のうち建築一式工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(a) 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

(b) 建設業法第3条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている

者であること。

- (c) 平成23年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設の建築一式工事（改修工事を除く。）を元請として施工した実績を有すること。

イ 建設企業のうち電気工事に従事する者（電気工事企業を構成企業に含める場合）

建設業務を行う者のうち電気工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (a) 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 建設企業のうち管工事に従事する者（管工事企業を構成企業に含める場合）

建設業務を行う者のうち管工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (a) 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 建設企業のうち解体工事に従事する者（解体工事企業を構成企業に含める場合）

建設業務を行う者のうち解体工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (a) 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく解体工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

オ 建設企業のうち土木工事に従事する者（土木工事企業を構成企業に含める場合）

土木工事を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (a) 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (b) 建設業法第3条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(5) 維持管理企業

維持管理業務を行う者（維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は全ての者）は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 令和7・8年度佐野市物品製造・販売及び役務の提供等入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 維持管理業務の実施に当たり、必要な資格（許可、登録及び認定等）を有すること。

(6) 応募資格要件の確認基準日

応募資格要件の確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限の日とする。ただし、提出期限後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が応募資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が応募資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

4 特別目的会社（SPC）の設立について

(1) SPCの設立について

本事業に関して、応募者は自らの判断により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することができる。

SPCを設立する場合には、市は、優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPCと事業契約を締結する。

なお、SPCは、事業契約の仮契約締結までに設立することを要する。

(2) SPCの設立条件

ア SPCは佐野市内に設立すること。ただし、事業予定地内に設立することは不可とする。

イ 応募者の代表企業及び協力企業（SPCの構成企業のうち、SPCに出資しない企業をいう。）以外の構成企業はすべて当該SPCに出資することとし、SPCに対する出資比率の合計が全体の50%を超えるものとする。

ウ 代表企業の出資比率は、出資者のうち最大とすること。

エ すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 協力企業であっても、「第2 3 応募者の備えるべき要件等」を満たすこと。

5 提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

なお、市に提出された提案書は、応募者には返却しない。

(2) 特許権等

応募者の提案において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として提案を行った応

募者が負うものとする。

(3) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する募集要項等は、本事業の応募に際しての検討の目的以外で使用する事はできない。

(4) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

応募者は、提出後の書類の変更は原則できない。

(6) 使用言語、単位及び時刻

事業者の応募及び選定において、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査及び選定

主な内容は、次のとおりとする。詳細については審査基準を参照すること。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 事業者選定評価委員会の設置

事業者の選定に当たり、市に学識経験者等で構成する「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業者選定評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、審査基準や募集要項等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の評価を行う。

評価委員会の委員は、次のとおりである。

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業者選定評価委員会

(順不同・敬称略)

所 属 等	氏 名
宇都宮大学 名誉教授	三橋 伸夫
足利大学 名誉教授	増山 正明
足利大学 工学部 創生工学科 建築・土木分野 教授	渡邊 美樹
技術センター部 管理課	青木 正典
教育部 部長	川村 大

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担の考え方は、資料2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等において改めて提示する。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については募集公告時に示す。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、業務実施の遅延、業務水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

4 市による事業の実施状況及び業務水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示された業務水準を達成しているか否かを確認するため、市がモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

市が行うモニタリングは、設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、市が提示した方法に従って市が実施する。事業者は、市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われる対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示された業務水準を一定程度下回る場合には、支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

佐野市立城東中学校区小中一貫校を整備する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地 栃木県佐野市金屋下町10番地
- ② 敷地面積 約17,517㎡
- ③ 用途地域 第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
- ④ その他地域地区 防火地域等：なし（敷地北側は準防火地域、建築基準法第22条区域内）
高度地区：なし、地区計画等：なし
- ⑤ 日影規制 栃木県建築基準条例による
- ⑥ 接道状況
 - ・北側 幅員：約8.5～11.7m（市道2級101号線）
 - ・東側 幅員：約9.0～11.3m（市道佐野41号線）
 - ・南側 幅員：約8.5～11.5m（市道佐野48号線）
 - ・西側 幅員：約3.0～5.0m（認定外道路）建築基準法第42条第2項の規定に基づくセットバックが必要となる部分あり。

2 整備対象施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、別途公表する要求水準書（案）に提示する。

整備対象施設概要

整備対象施設	整備概要	想定面積等
<ul style="list-style-type: none"> ・新校舎 ・屋内運動場(武道場含む) (前期・後期課程兼用) ・屋外運動場 (前期・後期課程兼用) ・遊具広場 ・屋外付帯施設 ・外構 (駐車場、駐輪場、 植栽、フェンス等) ・児童生徒送迎スペース 	<p>[想定通常学級数] (計20学級)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～6学年(前期課程)：12学級 ・7～9学年(後期課程)：8学級 <p>[想定児童生徒数] (計583名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～6学年(前期課程)：365名 ・7～9学年(後期課程)：218名 <p>[想定職員数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70名程度 <p>[新校舎等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期課程、後期課程を一体の校舎として整備 ・屋内運動場等(約2,000㎡)を整備 	<p>新校舎等：約12,800㎡ (目安)</p> <p>屋外運動場等：約13,000㎡</p> <p>駐車場：30台程度 (来客用)</p> <p>駐輪場：220台程度 (7～9学年用)</p> <p>追加用地：最大約3,200㎡ (※市が取得した場合)</p>

3 既存施設の概要

佐野市立佐野小学校の既存施設の概要は、次のとおりである。

佐野市立佐野小学校敷地内の既存施設の概要

建物名称	竣工年	築後年数 (R7年時点)	構造※1	階数	延床面積※2
現佐野市立佐野小学校敷地					
管理教室棟	S46	54年	RC造	4	3,545
普通教室棟	S45	55年	RC造	4	1,503
屋内運動場	S51	49年	S造	2	854
プール附属棟	H6	31年	RC造	1	77
物置	S46	54年	S造	1	47
倉庫	S32	68年	W造	1	141
倉庫	S59	41年	S造	1	19
合計					6,186 m ²

※1 構造区分/RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨その他造、W造：木造。

※2 延床面積は建物ごとに四捨五入を行っている。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的措置を講じるものとする。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたとき、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

3 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 前号の規定により市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
- エ 不可抗力の定義については、募集公告時に示す。

第7 法制・税制上の措置並びに財政・金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

なお、本事業は地方債の活用を予定している。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、本事業の実施に係る予算に関する議案を令和8年2月市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和9年2月市議会定例会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

本事業の応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページにより行う。

※後日、本事業に関する特設ページを設定し市ホームページで公表予定。

5 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

佐野市教育委員会 教育部 学校適正配置課（佐野市役所 3階）

住 所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

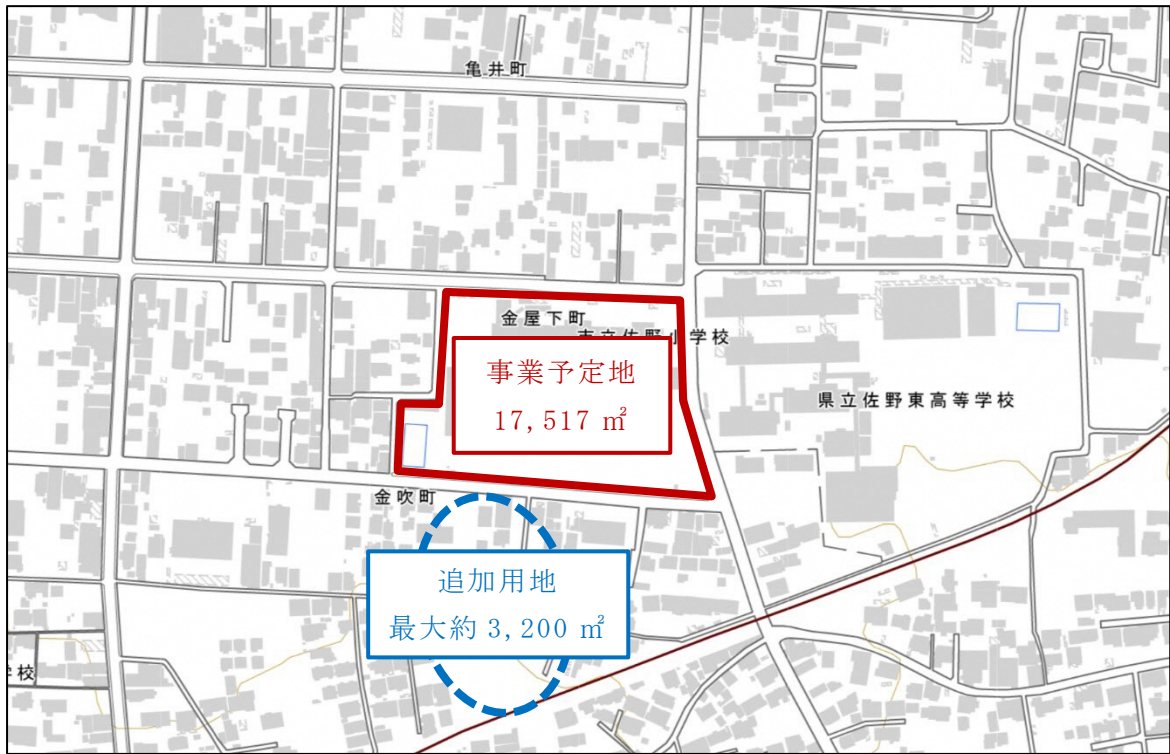
電 話：0283-85-7304

F A X：0283-20-3032

E-mail：gakkoutekisei@city.sano.lg.jp

資料 1 事業予定地位置図

図 1 事業予定地の位置図



国土地理院地図 編集

※追加用地は、今後市が取得を目指す用地であり、未確定の内容である。

図2 事業対象の小・中学校位置図



国土地理院地図 編集

資料2 リスク分担表

【共通事項】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	応募関連書類	募集要項等の応募関連書類の誤り又は変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●	
4		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●
5		仮事業契約等に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能	※1	※1
6	行政	市の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	●	
7	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		●
8		上記以外のもの（消費税制度の変更を含む）	●	
9	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）	●	
10		上記以外のもの		●
11	許認可 ※制度変更は法 制度リスクに 含む	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		●
12		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
13		市が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	●	
14		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
15	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
16		事業者の提案による調査、設計、建設及び維持管理に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		●
17	環境問題	事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた調査、設計、建設及び維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		●
18	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
19		上記以外の事由による第三者への賠償	●	
20	不可抗力	市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、かつ、計画段階において想定し得ない自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等）、感染症の流行、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	※2 ※3	※2 ※3

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
21	物価変動	物価変動によるコストの変動	※4	※4	
22	要求水準の不適合	事業者の実施する設計、建設及び維持管理業務の性能未達や瑕疵及び不履行によるもの		●	
23	共通	事業者の事由によるもの		●	
24		市の事由によるもの	●		
25		業務の一時中止	市の事由による事業の一時中止	●	
26		止	事業者の事由による事業の一時中止		●
27		契約解除	市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
28			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び優先交渉権者の費用は、それぞれの負担とする。ただし、優先交渉権者の構成企業が、本来備えるべき応募資格要件を欠いていたことが優先交渉権者決定後に発覚したことにより、議会の議決が得られなかった場合には、市及び優先交渉権者が負担した費用は、すべて優先交渉権者の負担とする。
- ※2 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設の整備において事業者が増加費用または損害が発生した場合
- (1) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が全て負担する。
 - (2) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、設計・建設業務に係る対価の100分の1に至るまでは、事業者が全て負担する。
 - (3) (2)を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が設計・建設業務に係る対価の額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※3 維持管理期間中に不可抗力が生じ、本施設の維持管理において事業者が増加費用又は損害が発生した場合
- (1) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が負担する。
 - (2) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者が全てこれを負担する。
 - (3) (2)を超える額については、市がこれを負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※4 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合には、一定調整する。具体的な調整方法については、事業契約書において提示する。

【設計・建設段階】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
29	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
30		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
31	設計	市が提示した条件の誤りや要求事項の変更等による設計変更及びそれに伴う費用の増大、工期の遅延等	●	
32		事業者の設計に係る瑕疵による設計変更及びそれに伴う費用の増大、工期の遅延等		●
33	計画変更	市の事由による施工内容の変更	●	
34		事業者の事由による施工内容の変更		●
35	工事費用増大 (解体・撤去を含む)	提示条件の誤りや市の追加指示等の市の事由による工事費の増大	●	
36		事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
37	設計・建設段階 解体作業	アスベスト等使用の発覚による計画変更、工期延長又は追加費用等	※5	※5
38		建築物、施設・設備の解体・撤去に関するもの		●
39	工期遅延	市の事由による工期の遅延	●	
40		事業者（下請業者を含む）の事由による工期の遅延		●
41	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
42	地下埋設物	あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
43	土地の瑕疵	市又は事業者が調査資料等で予見できることに関するもの		●
44		土地の瑕疵（あらかじめ想定し得ない土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
45	用地の確保	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
46	引渡前	市の事由による施設の損害	●	
47	施設損害	上記以外のもの		●
48	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
49	引渡し手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		●

※5 事業者が必要な事前調査を行った結果、アスベスト含有材等が新たに発見された場合には、事業者が発生した合理的な追加費用を負担する。

ただし、事業者による事前調査の不備及び誤りがあり、かつ、そのために当該瑕疵を発見することができなかった場合には、上記の費用は事業者が負担する。

【維持管理段階】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
50	維持管理費用 増大	市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費用の増大	●	
51		事業者の計画や見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費用の増大（物価変動は除く）		●
52	支払遅延	市の事由による事業者への対価の支払遅延・滞納	●	
53	計画変更	市の事由による事業実施条件の変更	●	
54		事業者の提案・要望による維持管理業務の変更		●
55	供用開始の 遅延	市の事由による供用開始の遅延	●	
56		事業者の事由による供用開始の遅延		●
57	施設損害	市の事由（教職員、児童生徒の事由を含む。）による施設の損害	●	
58		第三者の事由による施設の損害（事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによって引き起こされた第三者の事由による施設の損害を除く。）	●	
59		上記以外の事由による施設の損害（事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによって引き起こされた第三者の事由による施設の損害を含む。）		●
60	施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
61	移管 事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		●